

岐阜市教育委員会後援名義の使用承認及び岐阜市教育委員会賞の交付に関する要綱

令和4年12月15日決裁

改正 令和7年1月22日決裁

岐阜市教育委員会後援名義の使用承認及び岐阜市教育委員会賞の交付に関する要綱（平成28年3月31日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐阜市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援名義の使用承認（以下「後援の承認」という。）及び岐阜市教育委員会賞の交付（以下「教育委員会賞の交付」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第2条 後援の承認又は教育委員会賞の交付は、次の各号のいずれかに該当する団体に対し、行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 公益法人
 - (3) 主に本市で活動する団体（前2号に掲げるものを除く。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、後援の承認又は教育委員会賞の交付を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、後援の承認又は教育委員会賞の交付を行わないものとする。
- (1) 現に公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為（以下「公序良俗違反行為」という。）を行い、又は過去に公序良俗違反行為を行ったこと等により、公序良俗違反行為を行うおそれがあると認められる団体
 - (2) 前号に掲げる団体を構成員に含む団体その他同号に掲げる団体と密接な関係を有する団体
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (4) 暴力団、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を構成員に含む団体その他暴力団等と密接な関係を有する団体
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、後援の承認又は教育委員会賞の交付を行うことが適当でないと認められる団体

（対象事業）

第3条 後援の承認をする事業は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が、本市の児童又は生徒の教育、福祉若しくは保健衛生、市民の社会教育、教職員の研修等に寄与すると認められるもので、公共性があること。
 - (2) 広く市民を対象としており、事業の参加者が概ね50人以上であること。ただし、事業を実施する団体（以下「主催者」という。）の構成員の親睦のために行う事業及び主催者の構成員のみを対象とする事業を除く。
 - (3) 原則として市内で開催される事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市のイメージアップが期待できる事業であるときは、この限りでない。
 - (4) 主催者又はその代表者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であること。
 - (5) 主催者が参加者から入場料その他の料金を徴収する事業にあっては、その徴収する額及び目的が適正かつ明確であること。
 - (6) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。
 - (7) 登壇者、発言者等が2人以上いる事業にあっては、その性別に偏りが生じないよう努められているものであること。
- 2 教育委員会賞の交付をする事業は、前項各号のいずれにも該当し、かつ、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援の承認又は教育委員会賞の交付を行わないものとする。
- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
 - (2) 特定の政治団体又は宗教団体を支持し、若しくは支援し、又はこれらに反対することを目的とするもの
 - (3) 特定の思想又は主義主張に関し、署名その他支持を求める等、行政の中立性を損なうおそれがあるもの
 - (4) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 営利又は商業宣伝を主たる目的とするもの
 - (6) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
 - (7) 前条第2項第1号又は第2号に掲げる団体から後援等を受けるもの
 - (8) 暴力団等が関与するもの
 - (9) 行政の運営に支障を及ぼすもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、後援の承認又は教育委員会賞の交付を行うことが適当でないと認めるもの
(後援の使用)

第4条 後援の承認を受けた事業の主催者は、当該事業に関し発行する印刷物等に委員会が後援している旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(教育委員会賞の交付)

第5条 教育委員会賞の交付は、原則として1事業につき1件とし、主催者を通して顕彰すべき

参加者に賞状の交付をもって行うものとする。

- 2 前項の場合において、委員会が必要と認めるときは、あわせて賞品を交付することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会賞の交付の申請に当たって、次の各号のいずれかに係る申出があったときは、委員会は、事業の目的、内容、規模等を勘案して、交付する内容等を決定するものとする。
 - (1) 1事業につき2件以上の教育委員会賞の交付を受けたいこと。
 - (2) 教育委員会賞の賞品を持回りする等、教育委員会賞を継続的に使用したいこと。
 - (3) 主催者が用意した賞品を教育委員会賞としたいこと。

(申請)

第6条 事業に対し、後援の承認又は教育委員会賞の交付を受けようとする主催者は、岐阜市教育委員会後援名義の使用承認及び岐阜市教育委員会賞の交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて当該事業を所管する課に申請しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、委員会が認めるときは、この限りでない。

- (1) 主催者又はその代表者の所在地が確認できる書類
 - (2) 事業の目的、概要及び計画が確認できる書類
 - (3) 主催者の活動の内容が確認できる書類
 - (4) 主催者の役員その他事業関係者の住所、役職名等が確認できる書類
 - (5) 事業が参加者から入場料その他の料金を徴収するものであるときは、收支予算書（様式第2号）
 - (6) 申出書（様式第3号）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
- 2 申請書及び前項各号に掲げる書類は、事業の実施日（当該事業において、作品等の募集期間を定めるときは、その募集開始日）の1か月前までに提出するものとする。ただし、期限までに提出することができない場合について、委員会が特に認めるときは、この限りでない。
 - 3 前項ただし書に規定する場合において、主催者は、申請書に第1項各号に掲げる書類のほか、遅延理由書（様式第4号）を添えて申請しなければならない。

(決定)

第7条 委員会は、前条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、その結果を岐阜市教育委員会後援名義の使用承認及び岐阜市教育委員会賞の交付の決定に関する通知書（様式第5号）により同条の規定により申請を行った主催者に通知するものとする。この場合において、委員会が必要と認めるときは、後援の承認又は教育委員会賞の交付の決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(事業計画の変更等)

第8条 後援の承認又は教育委員会賞の交付の決定を受けた主催者は、当該決定を受けた事業

の計画に変更が生じたとき又は当該決定を受けた事業を中止するときは、速やかに事業計画変更・中止届（様式第6号）を提出しなければならない。

（決定の取消し）

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援の承認又は教育委員会賞の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって主催者が受けた損害については、委員会は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 虚偽の申請により後援の承認又は教育委員会賞の交付を受けたとき。
 - (2) 法令若しくはこの要綱の規定又は後援の承認若しくは教育委員会賞の交付の決定に付した条件に違反したとき。
 - (3) 事業を中止したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき。
- 2 委員会は、前項の規定により後援の承認又は教育委員会賞の交付の決定を取り消したときは、その理由を付して岐阜市教育委員会後援名義の使用承認及び岐阜市教育委員会賞の交付の決定に関する取消通知書（様式第7号）により当該決定を受けた主催者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により、後援の承認又は教育委員会賞の交付の決定を取り消された主催者は、岐阜市教育委員会後援名義の使用承認及び岐阜市教育委員会賞の交付の決定に関する通知書及び交付を受けた教育委員会賞に係る賞状等を直ちに委員会に返還しなければならない。

（事業終了後の報告）

第10条 後援の承認又は教育委員会賞の交付の決定を受けた主催者は、事業の終了後1か月以内に、事業実施報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、委員会に報告しなければならない。

- (1) 開催要領、プログラム、チラシ・新聞の掲載記事その他の事業の実施の様子が確認できる書類
 - (2) 事業が参加者から入場料その他の料金を徴収するものであったときは、収支報告書（様式第9号）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
- （内容等の報告）

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、主催者から事業の内容、遂行の状況等について報告を求めることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 第6条の規定による申請、第8条の規定による届出及び第10条の規定による報告については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜市教育委員会後援名義の使用承認及び岐阜市教育委員会賞の交付に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請された後援の承認及び教育委員会賞の交付について適用し、同日前に申請された後援の承認及び教育委員会賞の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。